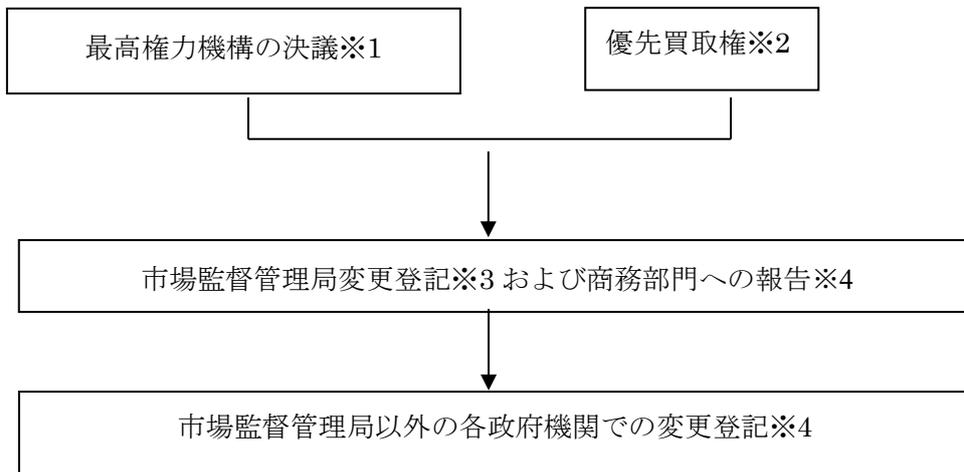


持分譲渡フローチャート



注：国有資産等の特別な場合は、別途手続等が必要である。

※1 中外合弁企業の場合は企業董事会の決議が必要だが、外資独資企業の場合は定款の規定により企業董事会または株主会の決議が必要になる。2020年1月1日の外商投資法の施行により、これらの規定はすでに廃止されているが、契約で約定した持分譲渡の方法等については、引き続き約定した決議要件に従い処理することができる。

※2 改正会社法（2023年12月29日公布、2024年7月1日より施行）において、他の当事者の同意を得るとの条件は削除された。もっとも、別途定款において、他の当事者の同意を必要とする旨を規定することは可能である。

※3 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に該当する場合、登記機関はネガティブリストの要求に基づき、登記審査を行う。

※4 「外商投資情報報告弁法」に基づき、変更登記と同時に企業登記システムにて変更報告を行う。